

CSR・ERM トピックス <2017 年度第 3 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2017 年 3～4 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<気候変動>

○リコー、「バリューチェーン全体の温室効果ガス（GHG）排出ゼロを目指す」と発表

（参考情報：2017 年 4 月 21 日付 同社 HP）

4 月 21 日、リコーは第 19 次中期経営計画の開始にあたり、新たな環境目標を公表した。気候変動分野については、2050 年目標として「バリューチェーン全体の GHG 排出ゼロを目指す」ことを掲げており、ビジネスパートナーと連携してバリューチェーン全体の脱炭素化を進めるとしている。

合わせてリコーは、事業に必要な電力を 100%再生可能エネルギーとすることを目指す国際企業イニシアチブ RE100 に、日本企業として初めて参加した。現在、RE100 にはアップル、イケア、ウォルマート、コカコーラ、ゼネラルモーターズ、P&G、ナイキ、ネスレ、マイクロソフト、ユニリーバなどの 95 社が加盟している。

近年、サプライヤーに対して再生可能エネルギーの使用を求める動きが活発化しており、例えばアップルは自社とサプライヤーの合計で 2018 年末までに年間 25 億 kwh の再生可能エネルギーを生み出す目標を掲げている。それを受けて、2017 年 3 月 8 日にはイビデンがアップル向け製品の製造を、全て再生可能エネルギーでまかなうことを表明している。

<サステナブル>

○消費者庁が「倫理的消費」調査研究会の議論内容を公表

（参考情報：2017 年 4 月 19 日付 同庁 HP）

消費者庁は、「倫理的消費*」調査研究会の 2 年間にわたる計 10 回の議論内容を取りまとめて公表した。

「倫理的消費」調査研究会は、より良い社会の実現に向けて、人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費）に対する関心の高まりを受けて、2015 年 5 月に発足したもの。今回の取りまとめでは、倫理的消費の内容、現状および倫理的消費に取り組む必要性、今後求められる推進方策の方向性等が記されている。

同研究会では、消費者・事業者・行政の 3 つの視点から、倫理的消費の現状とそれらに取り組む意義を示しており、概要は以下のとおり。

	消費者	事業者	行政
現状	「倫理的消費」または「エシカル消費」という言葉自体の認知度は低いが、（内閣府や消費者庁等が実施した調査結果から）基本的な概念は理解している。	本業を通じて消費者の信頼を得るよう行動することや、社会や環境に配慮した行動に対する重要性が高まっている。	人権や環境に配慮したまちづくり、地産地消、消費者教育など倫理的消費に関する各種の取組を推進している。
意義	①個人の考えに基づいた日常の消費活動を通じて、社会的課題の解決に貢献できる ②商品・サービスの選択における第四の尺度が持てる（安全・安心、品質、価格＋倫理的消費） ③個人の行動が、消費者市民社会の形成に寄与する（消費者教育実践の場）	①供給工程（サプライチェーン）の透明性向上により、リスク管理や海外の制度変更に対する対応力が増す ②他社との差別化による新たな競争力が創出される ③消費者等の利害関係者からの信頼感やイメージが向上する	①消費者と事業者の協働による Win-Win の関係構築が経済の活性化につながる ②持続可能な社会の実現、地域の活性化などの社会的課題の解決につながる

（取りまとめの内容を元に、インターリスク総研にて編集）

また、事業者に求められる推進方策の方向性に関する提言として、以下の2点が示されている。

①正確な情報に基づき消費者が安心して選択できるよう、事業者が消費者に提供する情報を充実させる

（原材料の調達や製造過程に関わる情報、望ましい使用方法・廃棄方法の表示 等）

②消費者の声に耳を傾け、商品・サービスに反映させていく

（従業員に対する倫理的消費に関する教育、消費者の声の吸い上げ、商品・サービスの企画開発に連携させる仕組みづくり 等）

* 倫理的消費

消費者が各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。具体例としては、障がい者支援につながる商品、フェアトレード商品、寄付付き商品、エコ・リサイクル商品、被災地産品 等が挙げられる。

「倫理的消費」調査研究会 取りまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～

http://www.caa.go.jp/region/pdf/region_index13_170419_0002.pdf

海外トピックス：2017年4月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<海外競争法>

○経済産業省が「新興国等における競争当局の執行状況に関する調査報告書」を発表

(参考情報：2017年4月10日付 経済産業省 HP)

経済産業省は4月10日、「新興国等における競争当局の執行状況に関する調査報告書」を発表した。

本報告書では、「規制対象行為」、「制裁内容」、「各種制度（リニエンシー、域外適用など）」などについて、日本企業が多数進出している中国、韓国、台湾、東南アジア諸国等の13の国・地域別に整理されており、各国の特色や日本企業への執行例などを参照することができる。

報告書のまとめでは、調査した13の国・地域においてはリニエンシー制度や弁護士秘匿特権など様々な制度の整備が進んでおり、各国の競争当局の執行が活発化しているとし、日本企業に対し競争法コンプライアンス体制の構築・強化を推奨している。

主な国の執行状況は以下の通り。

■ 中国

- ・ カルテル事案について、近年活発に執行されている。日本企業を含む国際カルテル案件についても摘発・処分を強化している模様で、非常に高額な制裁金が課される案件も散見される。
- ・ カルテル以外にも、市場支配的地位の濫用及び再販売価格維持行為の摘発も増加傾向にあり、1億円を超える高額の制裁金が課されるケースも散見される。

■ シンガポール

- ・ カルテル事案の告発件数は少ない。しかし近時、国際カルテル事案についても積極的に捜査・検挙を進めており、2014年には、日本企業に高額な制裁金が課されている。

■ インドネシア

- ・ カルテルについて積極的な摘発姿勢を見せている。同国は、贈収賄への摘発強化のイメージが強いが、競争法違反についても積極的である。カルテル摘発事案の80%は入札談合であるが、価格カルテルの摘発も強化している模様で、日本企業を含む国際カルテルが摘発された案件も出てきている。

<CSR>

○国際標準化機構が、ISO20400を発行

(参考情報：2017年4月21日付 国際標準化機構 HP)

国際標準化機構は、4月21日、持続可能な調達に関する初の国際規格であるISO20400を発行した。

同規格は社会的責任に関する国際規格であるISO26000の補完的規格であり、ISO26000と同様、第三者認証を目的としないガイダンス規格である。組織の規模、場所、公的機関・民間組織の別を問わず、あらゆる組織に適用可能な規格であり、組織が調達方針、戦略、プロセスに持続可能性を統合するための手引きを提供する。同規格の構成は以下の通り。

タイトル	内容	主な対象者
1. 適用範囲	規格の適用対象（組織など）を示している。	
2. 引用規格	他の規格との関係性について示している。 （ISO20400 は引用規格なし。）	
3. 用語及び定義	規格中に用いられている重要な用語について定義している。	
4. 基本事項の理解 4.1 持続可能な調達の概念 4.2 持続可能な調達の原則 4.3 持続可能な調達の中核主題 4.4 持続可能な調達を推進する要素 4.5 持続可能な調達に関する重要な考慮点	持続可能な調達について原則、中核主題、重要な考慮点などを示している。 なお、中核主題については、ISO26000 で規定されている社会的責任に関する 7 つの中核主題と同一である。 重要な考慮点は以下の 5 つ。 ・リスク管理 ・デューデリジェンスを通じた、持続可能性に対する負の影響への対処 ・持続可能性に関する課題の優先順位の設定 ・影響力の行使 ・他の組織の誤った行為への加担の回避	全員
5. 持続可能性と組織の調達方針・戦略の統合 5.1 持続可能な調達へのコミット 5.2 説明責任の明確化 5.3 調達の組織の目的・目標への一致 5.4 調達実務とサプライチェーンの理解 5.5 実装管理	持続可能性について、組織の方針、戦略などを通じ、戦略的レベルで組織の調達実務に組み込むためにトップマネジメントが実施すべき事項について整理している。	トップマネジメント
6. 持続可能性に向けた調達機能の整理 6.1 調達の統治 6.2 人材育成 6.3 ステークホルダーの特定とステークホルダーエンゲージメント 6.4 持続可能な調達に関する優先順位の設定 6.5 パフォーマンスの測定と向上 6.6 苦情処理メカニズムの確立	持続可能な調達を組織に導入し継続的に改善していくために必要となる組織的条件、管理手法を示している。	調達担当役員

7. 調達プロセスへの持続可能性の統合 7.1 既存の調達プロセスに基づいた持続可能性の統合 7.2 計画 7.3 持続可能性に関する要求事項の仕様への統合 7.4 調達先の選択 7.5 契約管理 7.6 契約のレビューと学習	調達プロセスの各段階において持続可能性を組み込むために、実務責任者が実施すべき事項を整理している。 持続可能な調達は既存の調達プロセスを基に実装されるべきであり、既存の調達プロセスと並行して新たなプロセスを確立することは避けるべきとしている。	調達に関する実務責任者
---	--	-------------

<CSR>

OUNPRI、UNEP-FI などが日本の「受託者責任」における ESG 考慮の課題と提言をリリース

(参考情報：2017 年 4 月 26 日付 国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP-FI) HP)

国連責任投資原則 (UNPRI) *と国連環境計画金融イニシアティブ (UNEP-FI) **などは 4 月 26 日、日本の金融資産運用機関の受託者責任 (fiduciary duty) における「環境・社会・ガバナンス (ESG)」要素への考慮を浸透させる上での課題と提言をまとめた「Fiduciary Duty in the 21st Century – Japan Roadmap」をリリースした。

リリースでは、長期的な資金運用の成否を左右する ESG 要素への考慮は受託者責任において不可欠と強調する一方、日本の市場においては、依然 ESG 要素の理解が不十分で、投資判断・決定のプロセスへの統合が進んでいないとの認識を示した。また、受託者責任の国際標準が、投資実務のレベルで理解・実行されるための提言をまとめている。

提言は、「スチュワードシップとエンゲージメント」「コーポレートガバナンス」「年金運用における ESG 開示ガイダンス」「企業情報の開示」「資産保有者 (年金基金) のリーダーシップ」の 5 点。

この提言は、世界 8 か国 (日本、オーストラリア、米、カナダ、英、ドイツ、ブラジル、南アフリカ) で実施したプロジェクトの一環で、日本版の作成に当たっては、官公庁、機関投資家、金融機関、学識経験者、証券取引所、労働組合など計 35 人の関係者にインタビューしている。

「提言」の概要は以下の通り。

1. スチュワードシップとエンゲージメント

- 金融庁は、運用機関などによるスチュワードシップ・コード履行の監督強化や議決権の代理行使記録の開示義務の法制化などを行う
- 各企業年金基金は、スチュワードシップ・コードを適用する

2. コーポレートガバナンス

- 金融庁は、コーポレートガバナンス・コードの 3 年ごとの見直しやより有効な ESG 情報開示制度の確立 (特に透明性の欠如などの弊害も内包する日本特有の「株式の持ち合い」を考慮) するとともに、会社ガバナンスについてスチュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードの原則と法規制とのズレを解消する

3. 年金運用における ESG 開示ガイダンス

- 厚生労働省は、年金運用基金への ESG 情報開示を推進する（投資プロセスにおける ESG 検討の証跡やスチュワードシップ・コードへの署名の有無など）

4. 企業情報の開示

- 経済産業省および金融庁は、重要性の原則に基づく企業の ESG 情報開示のあり方を、機関投資家への有用性の観点を含め見直す
- 証券取引所は、上場企業向けに ESG 情報開示ガイダンスを提示する

5. 資産保有者（年金基金）のリーダーシップ

- 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は、スチュワードシップやエンゲージメント、コーポレートガバナンスについての市場における規範構築を主導する（その資金量や市場への影響力の大きさに伴う責務として）

* 国連責任投資原則（PRI）

機関投資家が環境・社会・ガバナンス（ESG）の課題を投資の意思決定プロセスに取り込み、長期的な投資成果を向上させることを目的に、2006 年 4 月にアナン国連事務総長（当時）が提唱した。

** 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)

国連環境計画が、「経済的発展と ESG(環境・社会・ガバナンス) への配慮を統合した金融システムへの転換」を目的に、1992 年の設立。世界で 200 以上*の銀行・保険・証券・投資機関などが参加している。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

2017 年 5 月 20 日に、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が施行されました。本法が制定された背景と、今後企業の本材調達において求められることを教えて下さい。

Answer

1.「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」について

(1) 概要

2017 年 5 月 20 日、日本および原産国の法令に適合して伐採された木材（合法伐採木材）や木材製品の流通・利用を促進するための「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称、クリーンウッド法）」が施行されました。東南アジア、熱帯林、アジア北方林などの違法伐採は国際的に深刻な問題となっており、近年アメリカや EU、オーストラリアなど各国で違法伐採木材の輸入を取り締まる法整備が進められてきました。日本は違法伐採木材が多く流入する国として長年国際社会による批判の対象となる一方で、市場から違法伐採木材を排除する法制度は存在しませんでした。このような背景から違法伐採対策のための法整備を求める動きが高まり、今回ようやくクリーンウッド法が制定されるに至りました。

この法律は、木材等の製造・加工・輸出入に携わる事業者、木材を使用して建築を行う事業者など、省令で定められた木材関連事業者に対して、合法伐採木材を扱うことを努力義務として定めるものです。木材関連事業者は、輸入業者、丸太関連事業者などサプライチェーンの上流に位置する「第一種木材関連事業」、製紙業者、家具業者などサプライチェーンの下流に位置する「第二種木材関連事業」の二種に区分され、その区分に応じた方法で木材の合法性確認を行うことが求められます。

また同法では、合法伐採木材の利用に向けた措置を適切に講じる事業者に対し、認定機関が登録を行います。事業者登録はあくまでも任意ですが、登録を受けると「登録木材関連事業者」の名称を用いることができます。

(2) 事業者による合法性確認

本法は、第一種木材関連事業者に対しては、下記のようなステップで木材のデューディリジェンス（合法性の確認）を行うべきと規定しています。

- ① 購入先から品目、樹種、伐採地域、伐採の合法証明書などの情報を入手
- ② 国が提供する情報や、購入先との過去の取引実績を踏まえ合法性を確認する
- ③ 上記②で合法性が確認できない場合は、購入先や関係者等から追加で情報を収集し、合法性を確認する

また、製紙業者、家具業者、流通業者等の川下にあたる第二種木材事業者に対しては、購入先が発行する書類を基に合法性を確認することが規定されています。以上の確認のステップを経たものは、合法性を確認した木材として流通されていきます。

なお、これらの合法性の確認はあくまでも努力義務であり、確認をしなかった場合に罰則が科せられるものではありませんが、登録事業者においては適切な合法性確認が行われていない場合、登録が抹消されてしまいます。

2.違法伐採とは

違法伐採に関する国際的な定義は存在しませんが、一般的に違法伐採とは、「各国の法令に違反して行われる森林の伐採」と考えられています。具体的には、国立公園や保護区の森林のような伐採が禁止されるエリアでの伐採や、しかるべき許可を得ずに行われる伐採、許可量や許可面積を超えた伐採などが違法伐採に該当します。特にインドネシアやマレーシア、ロシア等における違法伐採は深刻であり、そのような地域からサプライチェーンを通じて多くの木材を輸入しているとして、国際的な環境団体から日本の責任が追及されています。

このような違法伐採により森林が破壊されると、生物多様性および生態系サービスの喪失がもたらされるほか、CO₂ の排出によって気候変動の進行にも寄与します。また、不正な伐採により適正なコストが支払われないことによって木材価格が不当に低下し、森林経営を圧迫する可能性もあります。さらに、違法伐採に付随して偽造許可証の発行など汚職の温床になることもあります。

3.海外における違法伐採対策

国際的に違法伐採が問題視されていたことを背景とし、2005 年 7 月、イギリスで開催された G8 グレンイーグルス・サミットにおいて先進各国が合意した行動計画の中には、違法伐採対策に取り組むことが盛り込まれました。このサミットの後、先進各国は以下に述べるような違法伐採対策に取り組んでいます。

(1) 米国:レーシー法(2008 年)*

米国では、絶滅危惧の生物の取引を規制するための法であったレーシー法が 2008 年に改正され、木材を含む違法に採取された植物・植物製品の取引が禁止されるようになりました。同法では主に、米国内・国外において違法に入手された植物および植物製品の取引が全て禁止されているほか、輸入業者は、取り扱う製品に含まれるすべての植物に関して原産国と種名を申告することが義務付けられており、違反があった場合には罰則が科せられることとなっています。同法においては、過失があった場合に、リスクを最小限にするための「デューケア」を怠っていた場合は厳罰が科せられることが明記されています。このデューケアは一般的に「相当な注意」と訳され、同法ではその具体的な指示等はないものの、単に文書だけでない事実に基づいた合法性確認が要求される点が特徴とされています**。

(2) EU 木材規則(2013)***

2013 年に発効した EU 木材規則は、丸太、製材から家具、パルプ・紙製品に至るまで幅広い木材・木材製品を対象に、違法な木材・木材製品の EU 市場への出荷の禁止や、市場に木材・木材製品を出荷する場合のデューディリジェンスの義務付け、木材・木材製品のトレーサビリティの確保等を定めています。

(3) オーストラリア:違法伐採禁止法(2014)

オーストラリアでも 2014 年に違法伐採禁止法が施行され、国産材、輸入材、特定の木材製品を対象に、アメリカや EU の規制と同じく、違法伐採木材とそれらに由来する製品の輸入・利用を禁じています。また、EU 規制と同様、木材・木材製品の輸入の際のデューディリジェンスが義務付けられているほか、違反に対する罰則も規定されています。

4.国内における違法伐採対策

日本国内では、前述のグレンイーグルス・サミット後、2006 年よりグリーン購入法に基づき、政府調達の対象とする木材・木材製品に関しては、合法性や持続可能性が証明されたものを優先する措置が導入されてきました。一方で、民間企業の木材調達において、違法伐採木材を排除する法制度は存在しませんでした。そのような中で制定されたのが今般のクリーンウッド法であり、その概要は先に述べたとおりです。

また、木材の持続可能な調達の観点で特筆すべき動向として、2020 年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて「持続可能性に配慮した調達コード」ならびに「持続可能性に配慮した木材調達基準****」が 2016 年に策定されたことも挙げられます。同基準は、建設材料となる木材や家具に使用する木材等を対象に、以下の 5 項目を満たす木材の調達を行うと定めています。

- (1) 伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること
- (2) 中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来すること
- (3) 伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること
- (4) 伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること
- (5) 伐採に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること

5.今後企業に求められること

前述の通り、クリーンウッド法が定めるのはあくまで木材関連事業者の努力義務であり、違反した場合に罰則が科せられるというわけではありません。しかし、欧米では 3 節で述べたように民間事業者に対する木材デューディリジェンスの義務付けなど、より厳しい規制がトレンドとなっていることや、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けて日本企業の調達行動に世界中の関心が集まることから、今後国内企業においては単にクリーンウッド法を順守するだけでなく、より積極的な合法木材利用への取り組みが重要となります。

合法伐採木材利用の促進に関する業界全体での自主的な取り組みとしては、日本製紙連合会が、2017 年度より取り扱うすべての木材原料に対してデューディリジェンスを行うべく、「日本製紙連合会・合法証明 DD マニュアル」を作成していることが好事例です。

クリーンウッド法の順守にとどまらない自主的な合法性確認の手順を整備しておくことは、木材・木材製品の調達に関するレピュテーションリスクの軽減や、合法的な原材料の供給源を確保し、調達の安定性を高めることにつながります。木材や木材製品を扱う企業は、上述のような取り組みを参考に、自主的に取り組みを検討することが推奨されます。

* レーシー法

アメリカ合衆国魚類野生生物局 HP を参照。

<https://www.fws.gov/international/laws-treaties-agreements/us-conservation-laws/lacey-act.html>

** EIA(2012)「米国レーシー法 違法木材禁止法に関するよくある質問」

https://www.fairwood.jp/news/pr_ev/2012/121112FLAseminar_document.pdf

*** EU 木材規則

Timber Regulation(http://ec.europa.eu/environment/forests/timber_regulation.htm)参照。

**** 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（2016）「持続可能性に配慮した木材の調達基準」

(<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-code/wcode-timber/data/sus-procurement-timber-code.pdf>)

以 上

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属するリスクマネジメント専門のコンサルティング会社です。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

㈱インターリスク総研 リスクマネジメント第三部

TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）

TEL.03-5296-8913（環境・CSRグループ）

TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）

<http://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下の通りです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応
- ◆ 製品安全・食品安全

<環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）
- ◆ 情報漏洩リスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017